

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 事務を処理する町の追加

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとした。

2 施行期日等

- (1) 令和八年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県選挙管理委員会手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の追加

政党助成法に基づく支部報告書等の写しの交付について、次のとおり手数料を徴収することとした。

- (1) 手数料額 用紙一枚につき十円
- (2) 徴収時期 交付申請のとき。

2 施行期日

令和八年一月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

- (1) 全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改定することとした。
- (2) 教育職給料表(二)及び(三)の適用を受ける職員の給料月額に係る加算額を改定することとした。

ア 加算額の引上げ

教育職給料表(二)三級	七、七〇〇円	↓	一一、五〇〇円
教育職給料表(三)三級	七、五〇〇円	↓	一一、五〇〇円

イ 加算額の新設

教育職給料表(二)四級 三、八〇〇円
教育職給料表(三)四級 四、〇〇〇円

2 諸手当の改定

初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び地域手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(一)適用の職員

月額 四一六、六〇〇円 → 四一七、六〇〇円

イ 医療職給料表(一)適用の職員以外の医師等の職員

月額 五一、六〇〇円 → 五一、一〇〇円

(2) 通勤手当（令和七年度）

自動車に係る通勤手当の上限

支給単位期間当たり 三七、五〇〇円 → 四五、七〇〇円

(3) 通勤手当（令和八年度以降）

ア 自動車に係る通勤手当の上限

支給単位期間当たり 四五、七〇〇円 → 六五、五〇〇円

イ 自動車の駐車場のための施設に係る加算額

支給単位期間当たり 三、〇〇〇円 → 五、〇〇〇円

(4) 宿日直手当（支給限度額）

ア 一般の宿日直 一回 四、四〇〇円 → 四、七〇〇円

（執務時間が通常の執務日の二分の一の時間である日の退庁時から引き続く

場合 一回 六、六〇〇円 → 七、〇五〇円）

イ 業務当直 一回 七、四〇〇円 → 七、七〇〇円

（執務時間が通常の執務日の二分の一の時間である日の退庁時から引き続く

場合 一回 一一、一〇〇円 → 一一、五五〇円）

ウ 常直 月額 二三、〇〇〇円 → 二三、五〇〇円

(5) 期末手当（令和七年度）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の百二十五 ↓ 百分の百一十七・五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の百五 ↓ 百分の百七・五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の七十 ↓ 百分の七十二・五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の六十一 ↓ 百分の六十二・五

(6) 期末手当（令和八年度以降）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の百二十五 ↓ 百分の百二十六・二五

十二月期 百分の百二十七・五 ↓ 百分の百二十六・一五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の百五 ↓ 百分の百六・二五

十二月期 百分の百七・五 ↓ 百分の百六・二五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の七十 ↓ 百分の七十一・二五

十二月期 百分の七十二・五 ↓ 百分の七十一・二五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の六十 ↓ 百分の六十一・二五

十二月期 百分の六十二・五 ↓ 百分の六十一・二五

(7) 勤勉手当（令和七年度）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の百五 ↓ 百分の百七・五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の百二十五 ↓ 百分の百一十七・五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の五十 ↓ 百分の五十二・五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の六十 ↓ 百分の六十二・五

(8) 勤勉手当（令和八年度以降）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の百五 ↓ 百分の百六・二五

十二月期 百分の百七・五 ↓ 百分の百六・二五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の百二十五 ↓ 百分の百二十六・二五

十二月期 百分の百二十七・五 ↓ 百分の百二十六・二五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の五十 ↓ 百分の五十一・二五

十二月期 百分の五十二・五 ↓ 百分の五十一・二五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の六十 ↓ 百分の六十一・二五

十二月期 百分の六十二・五 ↓ 百分の六十一・二五

(9) 義務教育等教員特別手当（支給限度額）

月額 八、〇〇〇円 ↓ 五、六〇〇円

(10) 地域手当

級地区分、支給地域及び支給割合

二級地 奈良市、大和郡山市及び天理市 百分の六・四

三級地 二級地以外の県内の地域 百分の五・四

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改定することとした。

2 諸手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 期末手当（令和七年度）

十二月期 百分の九十五 ↓ 百分の九十七・五

(2) 期末手当（令和八年度以降）

六月期 百分の九十五 ↓ 百分の九十六・二五

十二月期 百分の九十七・五 ↓ 百分の九十六・二五

(3) 勤勉手当（令和七年度）

十二月期 百分の八十七・五 ↓ 百分の九十

(4) 勤勉手当（令和八年度以降）

六月期 百分の八十七・五 ↓ 百分の八十八・七五

十二月期 百分の九十 ↓ 百分の八十八・七五

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改定することとした。

2 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和七年度

十二月期 百分の百七十二・五 ↓ 百分の百七十七・五

(2) 令和八年度以降

六月期 百分の百七十二・五 ↓ 百分の百七十五

十二月期 百分の百七十七・五 ↓ 百分の百七十五

第四 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

1 教員の特殊勤務手当の改定

(1) 学級担任手当を新設することとした。

月額 三、〇〇〇円

(2) 多学年学級担当手当を廃止することとした。

2 特地勤務手当の改定

(1) 特地勤務手当と地域手当の調整に関する規定を廃止することとした。

(2) 新たに給料表の適用を受けることとなつた職員に特地勤務手当に準ずる手当を

支給することとした。

第五 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

1 教職調整額の支給割合の改定

百分の四 → 百分の十

2 指導改善研修被認定者には教職調整額を支給しないこととした。

第六 施行期日等

1 令和七年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の1の(2)及び2の(9)並びに第四の1並びに第五並びに第六の3の一部は令和八年一月一日から、第一の2の(3)、(6)、(8)及び10並びに第二の2の(2)及び(4)並びに第三の2の(2)は同年四月一日から施行することとした。

2 第一の1の(1)、2の(1)、(2)及び(4)並びに第二の1並びに第三の1並びに第四の2は令和七年四月一日から、第一の2の(5)及び(7)並びに第二の2の(1)及び(3)並びに第三の2の(1)は同年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

4 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 入所した者に対する健康診断の実施の見直し

母子保健法に規定する健康診査の内容が児童福祉施設に入所した乳児又は幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとした。

2 乳児院の長等の資格

乳児院の長、母子生活支援施設の長及び母子支援員、児童養護施設の長及び児童指導員、児童心理治療施設の長並びに児童自立支援施設の長の資格に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えることとした。

3 児童自立支援施設の児童自立支援専門員及び児童生活支援員の資格

児童自立支援専門員及び児童生活支援員の資格に、精神保健福祉士の資格を有する者及びこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

令和八年三月一日から施行することとした。ただし、1及び4の一部については、公布の日から施行することとした。

◇奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 一時保護施設の児童指導員の資格

一時保護施設の児童指導員の資格に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えることとした。

2 施行期日

令和八年三月一日から施行することとした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

母子保健法に規定する健康診査の内容が児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に通所する障害児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わぬことができるのこととした。

2 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

(1) 母子保健法に規定する健康診査の内容が指定障害児入所施設に入所した障害児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わぬことができるのこととした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 一部の県営住宅の廃止
上但馬県営住宅を廃止することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

- 1 保管場所証明交付手数料の額の改定等

保管場所証明交付手数料を保管場所証明書交付申請手数料及び保管場所証明通知申請手数料に区分し、次に掲げる手数料の額に改定等を行うこととした。

- (1) 保管場所証明書交付申請手数料 二千四百円
 - (2) 保管場所証明通知申請手数料 二千三百円
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 3 施行期日
令和八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県外国人観光客交流館条例を廃止する条例

- 1 条例の廃止
奈良県外国人観光客交流館条例は、廃止することとした。
- 2 施行期日
令和八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県県民ぐらし相談センター条例

- 1 設置

県民の暮らしに関する相談に応ずること等により、県民の暮らしの安定及び向上に資するため、奈良県県民暮らし相談センター（以下「センター」という。）を奈良市及び大和高田市に設置することとした。

2 事業

センターは、次の事業を行うこととした。

- (1) 消費生活及び食品の相談、商品のテスト並びに消費者安全の確保のための情報及び食品の安全性の確保に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る相談並びに男女共同参画を推進するための情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）に係る相談並びに母子家庭等を支援するための情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 外国人に係る生活の相談並びに多文化共生を推進するための情報の収集及び提供に関すること。
- (5) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

3 職員等

センターに、センターの長、センターの事務を行うために必要な職員及び相談員（消費生活相談員（消費者安全法に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者をいう。）及び2の(2)から(4)までに掲げる事業のうち相談に係る業務に従事する職員をいう。4において同じ。）（以下「職員等」と総称する。）を置くこととした。

4 相談員の人材及び待遇の確保

センターは、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講じなければならぬこととした。

5 職員等の資質の向上

センターは、職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないこととした。

6 情報の適切な管理

センターは、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。

7 その他

センターの管理運営について必要な事項は、規則で定めることとした。

8 施行期日等

- (1) 令和八年四月一日から施行することとした。
- (2) 次の条例は、廃止することとした。

- ア 奈良県消費生活センター条例
- イ 奈良県女性センター条例